

## 貸与奨学金

### 2020年度 第一種奨学金 第二種奨学金

#### 確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

〔大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程〕

#### 記入上の注意点と作成

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は、  
借入金(貸与奨学金)であることを理解したうえで記入してください。

#### 記入上の注意点

- 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の記入にあたっては、裏面の記載事項も確認してください。
- 書類は、左側を糊付けしていますが、切り離すことができます。「記入上の注意点と作成」(本紙)、「貸与奨学金を申し込む前に特に知ってほしい大切なこと・記入例」、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」(複写式:「提出用」と「本人控」)をそれぞれ切り離してお使いください。
- 「貸与奨学金を申し込む前に特に知ってほしい大切なこと」をよく読み、記入例を参考にしながら正確に「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」に記入してください。
- 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」及びその他必要書類の提出がない者は、申込みできません。
- 黒又は青のボールペンで記入してください。(字が消えてしまうボールペンや鉛筆等による記入は認められません。)
- 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の複写となる「本人控」は、返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。
- 署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。
- 記入を間違えた場合は、間違えた箇所を二重線で訂正し、正しく書き直す人が使用する印を二重線の上に押し、余白に正しく書き直してください。  
※修正液や修正テープ等は使用しないこと  
※余白に正しく書き直す際は、訂正印などに重ならないように記入すること

# 貸与奨学金確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書の作成

## 1. 署名・押印が必要な人

- ・あなた（申込者本人）
- ・親権者（あなたが記入日時点で未成年の場合）

（1）「申込者本人」欄は、あなたが署名・押印します。

※印鑑は朱肉で鮮明に押印してください。（スタンプ印は認められません。以下同じ。）

（2）「親権者」欄は、父母2人（父母ともいない等により未成年後見人が選任されている場合は、未成年後見人）が署名・押印します。

※親権者が海外居住又は単身赴任等により別居している場合であっても、居住先へ「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」を送付するなどにより各自が署名・押印してください。

※親権をもっていない父又は母（離婚により親権者ではなくなった人等）は、署名・押印は不要です。

※あなたが未成年で、児童養護施設等への入所、暴力（DV）からの避難又は親権者の意識不明等の理由により、親権者の自署・押印が得られない場合は、在学校に相談し、指示に従ってください。

## 2. 確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書の提出

記入後、他の必要書類と一緒に「提出用」を学校へ提出してください。（「本人控」は無くさないよう、自身で保管してください。）

特に

# 貸与奨学金を申し込む前に 知ってほしい大切なこと

- ・日本学生支援機構が実施する第一種奨学金および第二種奨学金は、借入金（貸与奨学金）です。
- ・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと	※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1. 奨学金を借りるには、「機関保証」（保証機関への保証料の支払いが必要）か、「人的保証」（父母及び親族などが保証）のどちらかを選ぶ必要があります。※確認書裏面【保証】(4)		●	
2. 「機関保証」を選んだ人の振込額は、貸与月額から保証料が差し引かれた金額になります。 ※確認書裏面【保証】(4)		●	
3. 奨学金を借りるには、個人信用情報の取扱いに同意する必要があります。個人信用情報機関には、延滞した場合のみ個人情報が登録されます。※確認書表面に記載		●	●
4. 奨学金を借りるには、「返還誓約書」などの提出が必要です。なお、「返還誓約書」を提出しないと奨学生としての資格を失い、振込済奨学金の全額を返金しなければなりません。 ※確認書裏面【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】(5)		●	
5. 過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。 また、外国籍の人は、在留資格によって借りることができない場合があります。 ※確認書裏面【貸与期間の取扱い】(8)【申込資格】(10)		●	
6. 奨学金は、学生本人の口座に振り込まれます。保護者の口座には、振り込むことができません。 ※確認書裏面【振込】(11)(12)		●	
7. 無利息の第一種奨学金は、返還方式として「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のどちらかを選ぶ必要があります。※確認書裏面【返還方式】(1)～(3)		●	
8. 第一種奨学金と給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する授業料減免を受けているときは、第一種奨学金の貸与額が増額又は減額されることがあります。 ※確認書裏面【月額の変更】(14)		●	
9. 利息付きの第二種奨学金は、利率の算定方法として「利率固定方式」か「利率見直し方式」のどちらかを選ぶ必要があります。※確認書裏面【利率の算定方法】(15)～(17)		●	
10. 学業成績が不振などの場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られる場合があります。 ※確認書裏面【貸与中の手続等】(21)		●	
11. 奨学金を返す時期は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目からになります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための振替用口座（リレー口座）に加入する必要があります。返還を延滞すると、延滞金が課されます。 ※確認書裏面【返還の方法】(1)			●
12. 返還が難しい時は、願い出により月々の返還額を1／2または1／3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばす制度や返還を先送りする制度を利用できる場合があります。 また、学校に在学している間は、願い出により卒業まで返還を最長10年間先送りできます。 ※確認書裏面【その他手続等】(15)(16)			●
13. 「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、連帯保証人（父または母）、保証人（おじ・おばなど）にも請求する場合があります。※確認書裏面【返還の方法】(11)			●

くわしくは、確認書の表面と裏面を読んでください。



## 〔貸与奨学金〕確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

〔大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程〕

(西暦)

年月日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込の入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。また、第一種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。さらに機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

必ず各自が記入し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押印してください。	学校名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	ここから記入	学籍(学生証)番号	
	本 人 姓 氏 名 字	大学(学部)・大学院・短期大学 高等専門学校・専修学校専門課程		〒	電話番号(自宅) (携帯)	( )	( )
		フリガナ	漢字	現住所			
		印	生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別(任意)	男 · 女	
	国籍又は在留資格	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等					
	【該当を○で囲む】	f 永住者の配偶者等	※d~fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入( 年 月 )				
	【個人信用情報同意条項】機関は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。 (個人信用情報の利用・登録等)						

1. 私は、延滞金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機関が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の債務取引上の判断(返済能力又は転居先の調査を含む)。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後には、機関が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む)が登録されている場合には、機関がそれを債権管理(転居先の調査を含む)のために利用することに同意します。	
個人情報	
氏名、生年月日、性別、住所(郵便番号の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報 貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む)の情報 機関が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等 不渡情報	
登録期間	
下記の情報のいずれかが登録されている期間 延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間 当該利用日から1年を超えない期間 第一回目不渡は不渡発生日から3ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	
官報の情報	
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報 本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告の情報	
破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間 当該調査中の期間 本人から申告のあった日から5年を超えない期間	
左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め 奨学金に関するご質問にはお答えできません。	
2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。	
3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行ないます。(機関ではありません)。	
①機関が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/</a> ②同機関と提携する個人信用情報機関 ・毎日本信用情報機構 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a> ・即シー・アイ・シー <a href="https://www.cic.co.jp">https://www.cic.co.jp</a> (代位弁済後の情報提供について)	
4. 私は、機関に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機関が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。	

本人が未成年者の場合						
本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者が上記本人の奨学金申込(保証機関に対する保証委託を含む)に同意のうえ、それぞれの欄に自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは一人)です。親権者がいない場合は、未成年後見人が同様に自署・押印してください。						
親権者又は未成年後見人	氏名	印	生年月日	昭和・平成 年 月 日	本人との続柄	
	現住所	(〒 - - - )				
	氏名	印	生年月日	昭和・平成 年 月 日	本人との続柄	
	現住所	(〒 - - - )				

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますか。その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報を提供されます。

確認書兼同意書(本人控)は、返還誓約書を提出するまで  
大切に保管してください。

学校番号



## 〔貸与奨学金〕確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

(大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程)

独立行政法人  
日本学生支援機構理事長 殿

## 本人控え 提出不要

(西暦) 年 月 日

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込の入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。また、第一種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。さらに機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

学 校 名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	□ここから記入	学籍(学生証)番号
本 学校の種類		大学(学部)・大学院・短期大学 高等専門学校・専修学校専門課程		現 住 所	電話番号(自宅) (携帯)
氏 名 姓 フリガナ 人 印				生年月日	昭和・平成 年 月 日 性別(任意) 男・女
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】		a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) f 永住者の配偶者等		※d～fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)	

【個人信用情報同意条項】機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人信用情報の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

## 個人情報

氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報  
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報  
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等

不渡情報

官報の情報

登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報

本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報

下記の情報のいずれかが登録されている期間

延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間

当該利用日から1年を超えない期間

第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間

破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間

当該調査中の期間

本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

・㈱日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> ・㈱シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め  
奨学金に関するご質問にはお答えできません。

## 本人が未成年者の場合

本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者が上記本人の奨学金申込（保証機関に対する保証委託を含む）に同意のうえ、それぞれの欄に自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いすれかかいないときは一人）です。親権者がいない場合は、未成年後見人が同様に自署・押印してください。

親 権 者 又 は 未 成 年 後 見 人	氏名	印	生年 月日	昭和・平成 年 月 日	本人との 続柄
現住所	(〒 - - - )				
未 成 年 後 見 人	氏名	印	生年 月日	昭和・平成 年 月 日	本人との 続柄
現住所	(〒 - - - )				

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返済業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返済状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書(本人控)は、返還誓約書を提出するまで  
大切に保管してください。

学校番号

## 1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種奨学生においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「定額返還方式」という）が、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）が収入に連動して算出した割賦金で返還する方式（以下、「所得運動返還方式」という）を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択したものとします。第二種奨学生においては、定額返還方式のみとなります。
- (2) 所得運動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出されます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得運動返還方式を利用することはできません。
- (3) □返還方式の変更を希望する際は機構に願い出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得運動返還方式への変更のみ可能です。

【保証】

- (4) 奨学生の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるが、連帯保証人及び保証人を選任し、人の保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学生金から所定の保証料を差し引く方法、又は選学生の選択により保証料を保証機関に払い込む方法によることがあります。払い込む方法を希望する場合は、この確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（以下、「確認書兼同意書」という）を提出する前に機構又は保証機関へ願い出る必要があります。ただし、払い込む方法を選択した学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学生の交付を保留することがあります。

- (2) □返還方式で所得運動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。なお、返還方式の変更を願い出た際に受けている保証人が人的保証の場合、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。
- (3) 機関保証を選択する場合は、奨学生の貸与終了後においても、選学生本人と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。

- (4) 奨学生申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡する等、真に止むを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けることになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます（上記②の返還方式の変更を除く）。

【返還誓約書（兼個人信用情報の取り扱いに関する同意書）】

- (5) 機関保証を選択した選学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書を提出しなければなりません。
- (2) 人の保証を選択した選学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。連帯保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）及び收入に関する証明書類、保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- (3) 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って選学生としての資格を失います。選学生としての資格を失った際にすでに振り込まれた奨学生金がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
- (6) 個人番号を提出していない選学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (7) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わるもの、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、選学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【貸与期間中の取扱い】

- (8) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分（それぞれの学校の専攻科、大学における別科、専修学校における修業年限2年以上の専修学校専門課程修了）を入学資格の要件としている学科は、それぞれ異なる学校区分（みなす）において現に在学する選学生と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と連帯して、現在に在学する学校的修業年限（修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業するに必要な最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、第一種奨学生においては全ての学校に限り、過去に貸与を受ける期間にかかわらず、現在に在学する学校的修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします。（同一の学校・学部・学科・研究科を一度退学後に再履籍する場合を除く）。

- ア 大学 短期大学  
イ 大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）  
ウ 大学院修了課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）  
エ 及び専門職大学院（法科大学院を含む）の課程  
オ 大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）  
カ 高等専門学校  
カ 専修学校専門課程

- (9) 第一種奨学生の長期履修修課程に在学する者の貸与終期は、通常の課程における標準修業年限の終期までとします。

【申込資格】

- (10) 奨学生の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者とします。  
ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者  
イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者  
ウ 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校的長が認めたもの

【振込】

- (11) 奨学生は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他の一部銀行では取り扱っていません）。
- (12) 奨学生は毎月1月分まで支給します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができます。入学時特別増額貸与奨学生金は、入学年月を始期として基本月額の振込先として設けられた選学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (13) 平成30年度以降入学者が第一種奨学生の貸与を受ける場合は、申込時の収入、所得金額により、機構が定める基準を満たす場合に自宅又は自宅外月額の最高月額の貸与を受けることができます。
- (2) 第一種奨学生においては、貸与月額は、機構の定める手続により変更することができます。ただし、採用時、自宅外通学の貸与月額を受けていた者が、自宅通学に変わった場合は速やかに「第一種奨学生貸与月額更替（届）」の届出が必要です。「第一種奨学生の届出を急ぐと奨学生金が停止されることがあります（大学院は除く）。
- (3) 第一種奨学生においては、基本月額、増額月額は、機構が定める手続により変更することができます。
- (14) 第一種奨学生と併せて給付奨学生もしくは大学等における修学の支援に関する法律第八条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令の規定に基づき第一種奨学生の貸与額が増額又は減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあります（常に同じ）。また、毎年度機構が行う適格性の審査等により新しい給付奨学生の支給額が見直された場合においても、法令等の規定に基づき当該第一種奨学生の貸与額から増額もしくは減額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがありますに同意します。

【利率の算定方法】

(15) 第一種奨学生にあわせて入学時特別増額貸与奨学生を受けた者の利率、第二種奨学生における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学生金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。

- (2) 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学生金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学生金の交付に充てた資金の利率が返還完了まで適用されますが（貸与終了時に、奨学生金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下、「債券」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。

- (3) 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学生金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利回り見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のあおむね5年ごと（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学生金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。

- (16) 第二種奨学生において入学時特別増額貸与奨学生を受けた者並びに私立大学の医学・歯学・薬学等の獣医学を履修する課程及び法科大学院に在学する者が増額月額の貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学生又は増額月額に係る利率を加重平均して決定します。

第二種奨学生における基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し

方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学生並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定し利率に基づき機構が定める利率とします。

- (17) 第二種奨学生における利率の算定方法の変更は、奨学生金の交付期間中、機構が定める一定期間届け出ることができます。ただし、第一種奨学生にあわせて入学時特別増額貸与奨学生を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸との手続等】

- (18) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学生継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。

- (19) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。  
ア 休学、復学、転学、編入学、留学（休学）又は退学したとき。  
イ 連帯保証人、連帯保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。  
ウ 本人、連帯保証人、連帯保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他重要な事項に変更があつたとき。  
エ 工業大学登録を辞退するとき。

- (20) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (21) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (22) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (23) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (24) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (25) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (26) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (27) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (28) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (29) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (30) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (31) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (32) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (33) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (34) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (35) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (36) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (37) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (38) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (39) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (40) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (41) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (42) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (43) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (44) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (45) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (46) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (47) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (48) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (49) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (50) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (51) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (52) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (53) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (54) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (55) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (56) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (57) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (58) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (59) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (60) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (61) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (62) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (63) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (64) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (65) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (66) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (67) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (68) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (69) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (70) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (71) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (72) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (73) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (74) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (75) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (76) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (77) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (78) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (79) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (80) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (81) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (82) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (83) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (84) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (85) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (86) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (87) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (88) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (89) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (90) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (91) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (92) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (93) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (94) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (95) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (96) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (97) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (98) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (99) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (100) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (101) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (102) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (103) 連帯保証人又は相続人は、選学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出しなければなりません。

- (